

令和7年12月19日

行田市議会議長
福島ともお様

提出者

行田市議会議員 野本翔平
行田市議会議員 木村博
行田市議会議員 斎藤博美
行田市議会議員 小野寺貴男

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件名 行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

理由 行田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を新たに制定するに伴
い、当該条例との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものである。

議第 8 号

行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、期末手当及び費用弁償であって、この条例に定めない事項」を「及び期末手当の支給方法」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給条項の準用)</p> <p>第7条 この条例に定める議員報酬<u>及び期末手当の支給方法</u>については、一般職の職員の例により支給するものとする。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(支給条項の準用)</p> <p>第7条 この条例に定める議員報酬、期末手当及び費用弁償であって、この条例に定めない事項については、一般職の職員の例により支給するものとする。</p>